

令和4年第6回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年5月25日(水)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 令和4年第2回白井市議会定例会について
① 提案予定の議案等について
② 会期日程及び議事日程について
(2) 議事録について
(3) 検討事項について
(4) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・斉藤 智子 副委員 長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。時間になりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 改めまして、皆様おはようございます。もう早いもので6月議会ということで、6月議会からペーパーレスということで、皆さんのテーブルの上にあまり紙が載っていない状況ですので、進行におきましても、ある程度、今タブレットにちゃんと議題のものが出ているかどうか、確認しながらいきたいと思っておりますので、タブレットで今、見つからないという場合は挙手をさせていただいて、その場で少し止めるという形をとっていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和4年第2回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。

第2回市議会定例会は、6月1日水曜日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、令和3年度の継続費繰越計算書について2件、令和3年度の繰越明許費繰越計算書について1件、令和3年度の事故繰越し繰越計算書についての1件の合わせて4件になります。

議案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についての人事案件が1件、専決処分の承認を求めることについて3件、白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定など条例に関する案件が2件、契約の変更について1件、令和4年度一般会計補正予算について2件の合わせて9議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につきまして、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和4年第6回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題(1) 令和4年第2回白井市議会定例会について。提案予定の議案等についてを議題とします。執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 改めまして、おはようございます。総務課のほうから、令和4年第2回市議会定例会に提案いたします議案の概要について御説明をいたします。今回は、先ほど市長からお話のありました報告案件が4件、議案が9件で全部で13件となっております。

それでは、資料を基に御説明いたしますので、資料のほうを御覧いただきたいと思います。

報告第1号 継続費繰越計算書について。所管課は財政課となります。

令和3年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和3年度の年割額の執行残額を令和4年度に繰り越したもので報告するものです。

事業名は、地方公務員の定年引上げに伴う新制度整備事業、繰越額5万5,000円。土地評価替事業、繰越額140万300円となります。

続きまして、報告第2号 継続費繰越計算書について。所管課は上下水道課となります。

令和3年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書について、下記事業の令和3年度の年割額の執行算額を令和4年度に繰り越したもので報告するものです。

事業名は、白井市水道事業創設及び第一次拡張、繰越額は2億5,178万1,526円となります。

続きまして、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について。所管課は財政課となります。

令和3年度白井市一般会計明許費繰越計算書について、下記事業が令和3年度内に完了しなかったため、事業費を令和4年度に繰り越したもので報告するものです。

御覧いただきますとおり、23の事業とかなり繰越しが多くなっておりますので、一つ一つの説明は省かせていただきますが、概略としましては、新型コロナウイルスに伴う事業などについては、その給付等の期限が年度をまたいでいるものがありましたので、それらの費用についての繰越しなどを行っております。

また、都市建設部、あるいは教育部の建設事業の件で、こちらは国の補正予算が令和3年度につきましてその事業を実施するのが実際令和4年度になるということで、繰越明許費を設定したものが幾つかございます。

続きまして、報告第4号 事故繰越し繰越計算書について。所管課は財政課となります。

令和3年度 白井市一般会計事故繰越し繰越計算書について、下記事業が令和3年度内に完了しなかったため、事業費を令和4年度に繰り越したもので報告するものです。

事業名は、放課後児童健全育成事業、繰越額127万500円。農業生産技術・経営改善支援事業、繰越額が166万8,000円となっております。

次は、議案に入ります。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。所管課は収税課となります。

固定資産評価審査委員会の委員である高橋響子氏の任期が令和4年7月5日で満了となるため、高橋響子氏を再任したいので議会の同意を求めるものです。

お住まいは、船橋市。生年月日は、昭和54年1月30日でございます。

続きまして、議案第2号 専決処分（白井市税条例の一部を改正する条例の承認を求めることにつ

いて。所管課は課税課となります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されるに伴い、白井市税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な改正内容として、固定資産税に係る登記所からの市町村への通知事項の拡大等に伴い、DV被害者等の住所の取扱いについて所要の措置を講じるもの。固定資産税の課税標準の特例措置について、地方税法の参酌基準の見直しに伴い特例割合を変更するもの。土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5%）とするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第3号 専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。所管課は課税課となります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されるに伴い、白井市都市計画税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な改正内容として、固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%（現行：5%）にするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。所管課は保険年金課となります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されることに伴い、白井市国民健康保険税条例の一部を緊急に改正する必要が生じ、同年3月31日に専決処分したため、その承認を求めるものです。

主な改正内容は、基礎課税額の賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を19万円から20万円にそれぞれ改めるもの。減額措置を適用した後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を上記と同様に改めるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

続きまして、議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は建築宅地課と財政課となります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

主な内容として、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定するための長期優良住宅維持保全計画を認定する制度が創設されたことから、これに対応する手数料の規定を整備するものです。手数料の額については、市と同様に条例の改正を行う千葉県が定める額と同額とするものです。

施行期日は、令和4年10月1日を予定しております。

続きまして、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課となります。

非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

主な内容として、育児休業及び部分休業をすることができる者の要件のうち、「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である」という在職期間に関する要件を削除するもの。職員から妊娠・出産等についての申出があった場合における任命権者が講じなければならない措置等について新たに規定するもの。育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための任命権者の責務を新たに規定するものとなります。

施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第7号 契約の変更について。所管課は教育総務課となります。

七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

変更の理由として、国の公共工事設計労務単価が令和4年3月から上昇し、3月1日以降に契約を締結した工事のうち旧労務単価を適用しているものについては請負代金額の変更を協議することができる特例措置が設けられたことにより、市においても、国からの通知により国と同様の特例措置を講じることとし、本工事の受注者に通知したところ、受注者から協議の請求があったため、契約書約款に基づく変更協議を経て契約を変更するものでございます。

変更の内容として、契約金額が当初契約金額6億1,490万円であったところ、変更契約金額として6億1,920万5,645円、変更による増額が430万5,645円となっております。

続きまして、議案第8号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第2号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,438万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億1,423万4,000円とするものです。

主な補正内容として、歳入歳出予算、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯等に対し、国の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分及びひとり親世帯分）給付事業を市が実施するため、給付費及び事務費を計上するものです。

なお、本議案につきましては、速やかな給付が必要となることから、6月1日の初日に採決をいただきたいと考えてございます。

続きまして、議案第9号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第3号）について。所管課は財政課となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,407万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億2,831万1,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、国が推進している自治体オンライン手続推進事業に対応し、ネットワークの構築及び現行システムの改修を行うため、所要額を計上するもの。

平成25年6月からの9年間、国の勧告によりHPVワクチンの積極的勧奨を差し控えていたことから、その期間に予防接種の機会を逃した方が新たに対象者として追加されたため、また、その期間に自費で接種をした方の接種費用を市が負担するため、所要額を計上するもの。

新型コロナウイルスワクチンの4回目のワクチン接種に係る必要経費の不足額を計上するもの。国の地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、自宅療養者の同居家族等に対し、自分で検査できる抗原定性検査キットを配布するための所要額を計上するもの。

令和3年度から実施している橋梁修繕工事の設計変更に伴い工事費が不足するため所要額を計上するとともに、今年度実施予定の橋梁修繕工事の設計を精査したところ工事費が不足するため所要額を計上するもの。

地方債としまして、地方債の対象となる経費の増加に伴い、道路橋梁整備事業の借入限度額を増額するもの。地方債の借入れ内容を変更したことに伴い、消防団車両整備事業の借入限度額を増額するもの。

以上となります。

以上で、令和4年第2回市議会定例会に提案します議案の概要の説明を終わります。以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ないようですので、執行部、部長、課長、退席よろしくお願いたします。

次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、請願、陳情、一般質問について御説明をさせていただきます。

初めに、請願、陳情から御説明いたしますので、資料につきましては、陳情受理一覧表、02陳情受理一覧表R4-6というファイルをお開きいただきたいと思います。

○伊藤委員長 大丈夫でしょうか。皆さん、開かれましたでしょうか。

○永井議会事務局長 それでは、御説明をさせていただきます。

まず、請願につきましては、今定例会に係る提出はございませんでした。

陳情につきましては、資料でございますように、市外から3件提出されております。内容について御説明させていただきます。

受理番号1番、令和4年3月23日受理、女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書の提出を求める陳情でございます。

陳情者は、女性スペースを守る会—LGBT法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会—、共同代表の永田マルさん外3名でございます。

住所は、神奈川県大和市中央2-1-15-5大和法律事務所内でございます。

陳情事項は1項目です。読み上げます。

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れ、また公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからず維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとるよう国、内閣府でございますけれども、に申し入れていただきたく陳情するものでございます。

続いて、受理番号2番、令和4年4月8日受理での内容です。国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情です。

陳情者は、海事振興連盟会長、衛藤征士郎さん。

住所は、東京都千代田区平河町2-6-4海運ビルでございます。

陳情事項は1項目。現在7月の第3月曜日とされている国民の祝日「海の日」を制定趣旨等に鑑み当初の7月20日に固定化することを求める意見書を貴議会より内閣総理大臣宛てに提出願いたい。

3項目めです。受理番号3番、令和4年5月18日受理、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情者は、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会代表、佐々木史世さんでございます。

住所は、東京都新宿区下落合1-10-7。

陳情項目は3項目でございます。一つ目、沖縄を「捨て石」にした差別的な安全保障政策をやめること。二つ目、辺野古新基地建設を断念すること。三つ目、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決することでございます。

請願、陳情は以上であります。

続きまして、一般質問について御説明をさせていただきます。資料につきましては、一般質問通告書（案）という03R4-6、一般質問通告書（案）というものをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○伊藤委員長 大丈夫です。

○永井議会事務局長 こちらの資料の2ページをお開きください。こちらの2ページは、一般質問の一覧表になります。

こちらにございますとおり、今回15名の議員さんから23項目の通告を頂いているところでございます。

説明は以上になります。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方、おられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ないようですので、次に、議長より陳情の取扱い及び議案の付託委員会に

ついて説明をお願いいたします。

岩田議長。

○岩田議長 まず陳情のほうですけれども、提出がありました陳情3件につきましては、いずれも市外からの陳情となりますので、先例のとおり議長報告としたいと思います。

次に、議案の付託委員会ですけれども、今定例会に提案予定される議案については、皆様に配付しております付託表のとおり所管の委員会に付託をしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。

ただいま議長より説明がありました陳情の取扱い及び議案付託委員会について、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

陳情第1号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

陳情第2号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

陳情第3号の取扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

次に、議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定しました。

次に、②の会期日程及び議事日程についてを議題とします。

事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、会期日程及び議事日程の案について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、まず会期日程（案）、01R4-6会期日程（案）というファイルをお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、御説明をさせていただきます。

今回の会期につきましては、こちらの資料でございますように、6月1日から6月27日までの27日間としております。

初めに、6月1日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、報告第1号から報告第4号及び議案第1号から議案第9号についてまで一括上程、提案理由の説明及び報告。議案第1号につきましては、人事案件であることから、質疑、討論、採択を行い、議案第2号から議案第7号及び議案第9号について、議案の内容の説明、それから、議案第8号につきましては、議案内容の説明、質疑、討論、採決となります。

一般質問につきましては、6月6日に5人、7日に4人、9日に4人、10日に2人でお願いしたいと思っております。

それから、6月6日の正午に大綱的質疑の締切りとしております。

次に、6月13日につきましては、議案第2号から第7号及び議案第9号について、質疑、委員会付託となります。

次に、6月14日から16日までににつきましては、各常任委員会の開催。

最終日を6月27日として、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

会期日程案につきましては、以上となります。

続いて、議事日程について御説明をいたします。資料の議事日程（案）をお開きいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そうしたら、資料のほうを基に御説明をさせていただきます。

日程第1、議席の一部変更から会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、報告4件、議案9件、陳情3件及び一般質問となります。

なお、陳情3件につきましては、議長報告となりますので、議事日程から削除することとなります。

以上で説明を終わります。

○伊藤委員長 ただいま説明のありました会期日程案及び議事日程案について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程案及び議事日程案について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定しました。

それでは、続きまして議題の（2）ということで、これは検討事項のほうの続きの部分ですので、その辺を議題（2）議事録についてを協議いたします。

議会運営委員会、議員全員協議会の議事録については、前回の議会運営委員会で公開することを決定したところです。今回協議するのは、公開とする会議をいつの会議分からするのか、協議したいと思います。まずこれと、もう一つは、公開する議事録の内容も併せて協議していかなければというふうに考えております。

それでは、御意見ある方から。

現状をちょっと説明させてもらえますか。私のほうでいいかな。

それでは、現在、議会運営委員会の議事録、全員協議会の議事録について、どういう状況になっているか、事務局長より説明をしていただきます。

事務局長、お願いいたします。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、議会運営委員会、それから全員協議会の議事録が現在どのようになっているかということで、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、議会運営委員会のほうでございます。こちらの議事録の構成につきましては、基本的には要点筆記ということになっております。要点筆記プラス、その内容を確認するという意味で逐語の議事録というものが、テープ起こししたものがございまして、それは参考資料として添付させていただいて、一つの報告書としております。

現在の公開状況につきましては、まず、議会運営委員会につきましては、令和2年分から情報公開コーナーのほうに試行的に配架をさせていただいております。特にホームページ等での掲載というのは、現在行っていないという状況でございます。

それから、議員全員協議会の議事録につきましても、内容としましては要点筆記ということがございますので、会議内容をまとめた要点、それから、その補足資料としまして、テープ起こしの逐語の議事録というのでしょうか、会議録というものをつけて、それをセットにして、今しつらえているところでございます。

議員全員協議会の議事録については、現在、公開はしておりません。それぞれオーダーがあれば閲覧のほうは対応いたしますけれども、特段、公開はしていないという状況でございます。

以上です。

○伊藤委員長 今、事務局長のほうから説明がありました。これは話を議会運営委員会と全員協議会を一緒くたにして話を進めると、ちょっと混乱しますので、まずは、議会運営委員会のほうから協議したいと思います。

御意見ございますでしょうか。

平田委員。

○平田委員 意見というより、確認というか質問ですけれども、要点筆記は事務局のほうでやってくださっているということよろしいでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 さようでございます。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 確認です。議会運営委員会の公開をしているのですけれども、議会運営委員会の中で協議会に変えてくださいという場面があると思うのですけれども、その部分は、公開はされていないのですか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 あくまでも議会運営委員会ということでございますので、ほかの部分、協議会

に変えた部分については、現在、議会運営委員会の議事録としてはとっておりません。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 この前の議運で、全員協議会の公開をするということで決定をしたのですけれども、その皆さんでの討議が、私も自分の反省なのですけれども、今、事務局長から、議運の中でも協議会に切り替えた部分は公開をしていないということでした。全員協議会も公開するとなったら、この議運の中の協議会も公開されるという形になっていくのでしょうか。その辺が気になりましたけれども。皆さん、どうお考えでしょうか。

協議会というのは、議員の本音というか、ざっくばらんに議員内の調整とかそういうところで、特に市民に関することというよりは、本当に議員間の協議というものが協議会という形になっているかと思うのですけれども。そうすると、本当に議員運営委員会とか委員会の中での協議会も、全部公開という形になるのではないかというふうに危惧しているのですけれども、ほかの委員の皆さんは、どうお考えでしょうか。

○伊藤委員長 今、齊藤副委員長のほうから、委員会の中で、一旦ここは協議会に切り替えますという形で協議会に切替えて、また委員会に戻すというような形をとった例があるように思います。そういった場合の協議会に切り替えた部分の議事録についての扱いはどうするのかというような齊藤副委員長からの投げかけだと思うのです。

御意見ございませんか。

影山委員。

○影山委員 その部分について、例えば市民、住民から公開を請求されたようなことはあるでしょうか。そこを確認したいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 記憶の範囲というか、確認した範囲でございますけれども、過去、そのようなことの請求というのがなかったというふうには聞いております。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 先ほど、たしか事務局長からのお話だと、全員協議会も公開はしていないけれども、請求があったときには、もちろん公開すると、そういう形でいいのですよね。

○伊藤委員長 議事録ですので。委員会の議事録ですので、委員会を協議会に切り替えたときの議事録は当然、載ってこないのが普通なのではないかなと私は思うのです。私見なので。

平田委員。

○平田委員 確認です。今、議事録を要点でも取られるときに、協議会に切り替えますというところは、何もそこでの意見は、要点の中にもメモにも残ってなくて、公開する、しないではなくて、記録として残っているかどうか。協議会に切り替えましょうといったときに、その話を最終的にまとめて、また元に戻して、ちゃんと意見とか、形として集約したものが出てくるはずですが。そのこの記録を取っているか、取っていないかの確認をまずお願いします。

○伊藤委員長 委員会の中で協議会に切り替えるというのは、その委員会のところでその議題の問題

が出てきたものを協議会に切り替えて協議をして、それで整ったものをまた委員会に戻して協議していると思いますので、議事録を上と下を見れば、協議会の中で協議した内容というのは出ているという認識なのですけれども。

平田委員。

○平田委員 私もそう思うのですけれども、プロセスとして、いろいろな意見でもまれたという形が、公開しないという前提で残っているのか、残っていないのかだけを今、聞いています。

○伊藤委員長 私から聞いていい。協議会に切り替えてというような委員会構成のときに、今度、議事録を作成するという形になったときには、その協議会の部分の議事録も全部起こすという考え方でよろしいのですか。起こさないという考え方。

事務局長。

○永井議会事務局長 今の御質問の部分につきましては、起こさないということで考えております。過去のものにつきましては、当然、議会運営委員会の議事録としては入ってはございません。流れの中でテープ起こしをしたものと、ないものと混在しているような状況でございまして、統一した対応が現状としてできていないということでございます。

以上です。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 協議会に移したりしているので、皆さんのフリートークで本音の部分が話されている部分がかかなりあると思うので、それは残さなくていいのだと思うのですけれども。私の私見ですが。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 今、秋谷議員のおっしゃったのは、議員運営委員会の中の協議会は起こさなくていいと。全員協議会は決まってしまったのですけれども、同じ協議会なのですけれども、それを全員協議会も公開するというのを受けて、公開するというふうな結論に前回なったのですけれども。それで、そのときにしっかりと議論ができなかったことを私もちょっと後悔をしているのですけれども。皆さん、どうお考えでしょうか。

○伊藤委員長 斉藤副委員長、今、議運のだけ、さあっとやっちゃって、全員協議会のはこっちが決まった後にもう一度やりたいと思いますので。

○斉藤委員 はい。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 議運の中の協議会と全員協議会というのを同列に考えていらっしゃる質問なのかなと思ったのですけれども。それを別にすると、議運のほうは、意見が混在して整理できないときに整理するというので協議会にしている。そのときは一応、議事録に載せるのはストップして、議事録が分かりやすいようにという感じでストップしているイメージだったので、そこはわざわざテープ起こしして公開しなくてもいいのではないかとはいいます。

ただ、記録が残っているので、今までの全協のときと同じように、その経緯をどうしても知りたいという意見があれば、別に隠す内容はしゃべっていないので、その部分を市民などに伝えればいい

のではないかなとは思いますが。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 こういった協議の内容が、例えば、実際どうだったのと、もし仮に住民とか、あるいは後々の世の人から問われたときに、記録残っていませんと。いわゆる歴史の継承に耐えられるような記録というのは大事だと思うのですけど。

だから、それは文字起こしはするけれども、積極的には表には出さない。ただ、住民から言われたときは、そういった情報も市民のものでありますから、基本的に、公の場所でやっている。フリートークといっても、あれなので。だったら、我々は議員を辞める頃の何十年後、アメリカの法律ではないのですけれども。そういう二段構えで、記録は必ず入れておく。でも、公開のレベルについては、それぞれ考えましようみたいな方向でよろしいかなと個人的には思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 私としては、協議会に関しては、議事録という業務が煩雑になってしまうところを考えまして、これは議事録には残さなくていいのではないかなと思っております。

それから、先ほど影山委員もおっしゃっていたところで一つ訂正点としては、アメリカはたしか30年で情報公開するというのは、もともとあった文章を非公開扱いしていたのを後で公開するという。議事録という、それを含めて存在があったもの。だから、今回に関しては、それを文字で起こすという、そちらのほうだったと思います。

これでまず公開するというのでやっていたのですけれども。まず、そもそも市民からの要望があったとしても、どれぐらいのニーズがあるかといったところは、従来の件数とかを考えながら、比較効果を考えたとしたら煩雑になり過ぎるのではないかなという懸念の下にやりたいなど。

協議会の部分というのは、やらなくていいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 先ほど確認いたしましたように、協議会の部分は記録が残らない。しかし、さっき委員長がおっしゃっていましたように、協議会で話したことは、まとめて、次に協議会から元に戻しますというときに必ず発言されて、協議会の時点で何が話し合われて、どんなふうに意見がまとまったかというのは、そこにつながるわけなので。私は今のまま、議運における協議会は、記録を残す必要もないし、公開する必要もないし。ただし、その経過を市民が知りたいとかおっしゃったときは、ここに参加している議員なり、傍聴している議員なりが、説明ができる人がいるわけですから、そういう方たちの記憶で、きちっと御自分で記録しておくなりということで説明をすれば対応できると思います。

以上です。

○伊藤委員長 発言されていない岡田委員、何かございますか。

○岡田委員 私も秋谷委員と同じ、する必要はないと思います。

○伊藤委員長 それでは、柴田委員、発言されていませんけれども、何か御意見は。

○柴田委員 今、議運の協議会のことですよ。

○伊藤委員長 はい。

○柴田委員 従来どおりに、議事録として残すのは、協議会のところは外して構わないと思います。ただし、どういう話合いがあったかというのは、すぐに振り返っても忘れがちなので、テープとか取っているのしょうから、その部分だけは何年間かは保存しておいてもらって。要は、議員の振り返りですよ。そのときに使わせてもらえるとか、そういうようなことがあればいいのかなと思います。

○伊藤委員長 それでは、皆さんの意見をお伺いしますと、協議会については議事録に残す必要がないというような意見が大半だと思います。

また、残してほしい場合は、協議会に切り替えなければいい話で。そのように決定させていただきます。

それで、これから公開する議会運営委員会の議事録については、各常任委員会の議事録と同じ扱いにさせていただいて、委員長が署名したものを公開するという形をとりたいというふうに考えているのですが、御意見はいかがでしょう。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、もう1点は、その議事録の公開をいつの会議からホームページ上に公開するかという部分なのですけれども。各常任委員会の議事録と同じに作るというと、今後の話になってしまうのです。今まで作っていた方法と少し違う形になりますので、公開するのは、新たにこれから作っていく部分を公開するというふうに考えているのですけれども。

徳本委員。

○徳本委員 せめて私たちの任期からのにしてほしいと思います。形式がちよっと違っていても。

あと、もう1点あるのですけれども。さっき協議会の分は、基本的に最初は公開しないということになったけれども、請求があった場合どうするかというところは、意見が分かれていますけれども、そこは特に決めないということでもいいのですよ。

というか、私たちが公開しませんなんて言う権利はないと私は思っているのです。先ほどの影山委員のことと同じで。そういうことを請求してくる可能性というのは、かなり少ないとは思いますが。テープが残っている以上、記憶で伝えれば十分ということにはならないので。そこは特に決めないということなら、決めないでもいいです。公開しないという決定ではないという確認だけしたいです。

○伊藤委員長 ちょっと戻りますけれども、協議会の部分の録音というのは、どのぐらいの保存をされているのでしょうか。大体、議事録が出来上がったときに、なくなってしまうというように聞いているのですけれども、違うのかな。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、音声データの有無について、お答えをさせていただきます。

まず、音声データにつきましては、基本的には、公式なものは議事録ということになりますので、それを作成するまでの間、活用するというようにしております。

音声データの公開につきましては、総務課の情報公開のところに問い合わせたところ、音声データについては公開の対象となっていないということで聞いておりまして、基本的には議事録を起こすまでの間、活用させていただいているといった状況でございます。

以上です。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 この間の陳情で問題になっていきますように、音声データが公開となっていないとは。実は、電磁的記録というのが入っていたので、音声データは入るのではないかと市民から注文がつきそうな危ない案件だと私は思うのですけれども。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 それにつきましては、再度、総務のほうに確認をさせていただきたいと思いません。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 この前の陳情でも議会でも申したのですが、一応、音声データに関しては、最高裁判所の判例では、公文書には含まないというような現状の判例がございます。よって、原則としての電磁的記録というのは、当時の技術からいって、文字という形で想起されているという解釈があるということで。必要性があるかどうかというのは別のあれとして、まず現行としては、音声は含まないという解釈で妥当ではないかと思っております。

以上です。

○伊藤委員長 協議会の部分の議事録と音声データでこういうふうになってしまうのであれば、協議会に切り替えないで、そのまま委員会で継続して協議してもらえば何の問題もないと思うのですね。そういう危惧がある場合は、というように考えますけれども、皆さん、御意見いかがでしょう。

大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 そういった形でよろしいですか。それでは、いつからという話で、徳本委員のほうから、私たちが議員になった期からの部分をホームページ上に載せたらどうだという御意見等ございました。

ほかに御意見はございますでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 下の情報公開コーナーには、今までの議事録を令和2年から公開しているのですよね。だったら、そこからでもいいのではないですか。公開しているわけですから。同じに合わせていいのではないかと思いますけれども。

○伊藤委員長 ほか御意見はございますか。

平田委員。

○平田委員 私自身、いつからということはないのですけれども、実務的に担当する事務局の都合というのは、いつからでもできるものなのか、やはり準備が必要なのか、そこはどうなのでしょう。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、お答えをさせていただきます。

公開について、どの程度整えるかという問題もあるのですが、現在、常任委員会の議事録につきましても、議事録そのものが既にある程度公開に堪えるといいでしょうか、発言者の校正などもしっかり行われた形で過去から整えてきておりましたので、そのまま公開するということが比較的容易にできたのですけれども。議会運営委員会につきましても、そこまでの精度では実はしつらえておりませんので、基本は要点筆記のまとめたもの。それをまとめるに当たって、議事録形式でテープ起こしたものであるということでございまして、補助資料的なところのつくりということなので、発言者の方との校正というのでしょうか、そういったところが済んでいない状況ですので、誤字や脱字、誤植なども多々あろうかとは思いますが。

そういった状況でございますので、今後ホームページ等に掲載するとしたときに、そういう形でいかにどうかというところが少し懸念される場所ではございます。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 事務局長に質問なのですけれども。情報公開コーナーにのみ公開されているのは、今、誤字とかがあるからどうなのかとおっしゃった逐語録が添付されているわけですね。

○永井議会事務局長 はい。

○徳本委員 そうしたら、情報公開コーナーと同じレベルのものをホームページに公開するというのでいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

ほかはございませんか。

情報公開コーナーに置いてある今、要点筆記に逐語録がついた議事録が現在置いてあるということなのですけれども、それを公開するというふうな考え方でよろしいでしょうか。

大丈夫ですか。これはどう。事務的に。

事務局長。

○永井議会事務局長 情報公開コーナーに現在、配架しているものと同様のものということでございましたら、それはPDF等にデータ化する作業はありますけれども、それは対応できると思います。

○伊藤委員長 では、それで、今、話あった議会運営委員会の議事録については、今後はほかの常任委員会と同じように議事録を作成し、委員長が署名したものを公開するという形で決定させていただきます。

続きまして、いつからということになりますけれども、いつからだというのは、情報公開コーナーにあるものをPDF化して事務手続が済んだ後に公開するというのでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 令和2年からあるのですしたつけ。

○永井議会事務局長 はい。

○伊藤委員長 では、令和2年から。令和2年第2回からになるのですかね。

事務局長。

○永井議会事務局長 令和2年の第1回からになります。

○伊藤委員長 令和2年の第1回からということよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 徳本委員、大丈夫ですか。

○徳本委員 はい。令和2年からというのは、私たちが議員になってからということなのですか。

○伊藤委員長 ちょっと違うかもしれない。

○徳本委員 途中から。

○伊藤委員長 それ以上遡るとなると、事務局が大変になってしまう可能性があるのです。

○徳本委員 いいです。

○伊藤委員長 では、令和2年第1回からということで決定させてもらってよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

それでは、議会運営委員会の議事録の公開については、これで終了とさせていただいて、時間ももう1時間以上たちましたので、10分間休憩したいと思います。

11時10分から再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 10時59分

再開 11時10分

○伊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

何かございますか。

平田委員。

○平田委員 確認させていただきたいのですが、先ほど、決定しますという中に、委員長がサインをした。ほかの各常任委員会と同様の扱いで、これから載せて公開していきますということでしたけれども。下の公開、令和2年からの公開されたものについては、全然サインをした状態ではないですね。それを載せていく、PDF化する作業も結構大変だと思うのですが、それを載せることについて何も話をしていないので、そこを確認したいのですが。

基本的にはここで決めて、これから先のことを決めているので、過去の、今、公開されているところ、ホームページにアップしなくても、公開を御覧になりたい方は、情報公開コーナーにいらっやって御覧いただければ対応できるのかなとも考えるので、過去のものについては、ホームページで公開する必要があるのかどうか、一度議論していただきたいです。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

徳本委員。

○徳本委員 それをさっき議論したと思います。そうですね。今後は委員長のサインをつけたもの

にするけれども、その前のものはないけれども、令和2年に遡ってということで、さっき話し合ったことだと思いますけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 再度しつこいようであれですけれども、委員長のサインをした形で常任委員会同様にというところが決定事項であって、それまでのサインがなくて何でも公開するということは、ちょっと疑問があるので、もう一回議論していただきたいと申し上げております。決定事項と納得しておりません。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 市役所にわざわざ来れば見られるものをホームページでも見られるようにするというのに何の問題があるのか、私は分からないのですけれども。どうして納得できないのですか。ホームページに出せないというなら、下の情報公開コーナーのもなくすということになるのではないですかね。統一するとしたら。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 デジタル推進委員をうたっている平田さんらしからぬ御意見ですが。これからはペーパーレスの時代でもありますし、もちろんペーパーでも残しますけれども、ありとあらゆる手段で情報公開を進めていくのが、公の立場としてのあるべき姿ではないでしょうか。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 確認したいのですけれども、情報公開というのは、持ち帰りができないように閲覧のやつだったと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 あそこのコーナーから持ち出してはいけないということにはなっております。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 話を私としてみると、つまり情報公開は閲覧であって、情報を放置しているような、公開といっても、不特定多数にインターネットでやるということは頒布と同じような形になりますので、制度的にはまず違う点があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 当然、持ち帰ることもできますね。というのは、あそこに10円コピー機があるのですよ。すぐそばに。つまり、コピーして持って帰ってもいいから、情報公開の脇にああいうコピー機があるわけで。情報公開文書で知った情報をどこに持っていってもいいというのが本当の公開ですから、どの市民に対しても見せられるものなのです。それは普通のことですよ。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 影山議員と同意見です。今、持ち帰れないからってホームページで見られるようにするのはおかしいとかいうのは、議論の根本の大事なところを押さえていないような気がします。

私たちが議員として話し合った内容は、希望する市民がいつでも見られるようにするというのが公開する大事な点であって、見ていいけれども持ち帰っては駄目だとか、そういうような権限は、私た

ちにはないと思います。税金で働いている議員として話し合った内容は全部公開するべきで、それを後退させるような意見はおかしいと思います。

○伊藤委員長 平田委員、大丈夫ですか。

○平田委員 私が問題視しているのは、公開する、しないではないのですね。議運の役目として、議運が今、決めたことは遡って、いつまででも前に遡って、今、決めたから、前のことも同じ扱いにしようということができるのか。議運が今日決めたことは、未来へおいて、やることなのかという、そのけじめが議運の権限という、責務というか、その扱いを問題視しているのもあって、公開するかしないかということが問題ではないです。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 これは、言葉の定義として申し上げたいのですけれども、閲覧というのは、図書館の関連の用語では、利用者が資料を館外に持ち出さずに見ることを言うという形になっています。

コピーして持ち歩くと、国会図書館だとか閲覧が可能であったという場合で、例外的にコピーとか認められている場合は、何ページから何ページという形でやると、ちゃんと記録を残した上でやるとというのが。ホームページでの公開みたいに、皆さんにやっていけるとするのは、ちょっと定義が違うというだけでございまして、情報公開に対して、市民の公開という話とはちょっと違うと思います。

その上で、争点として、平田委員のおっしゃっていたこととしては、議事に関しては、署名議員をやった上の手続というのと、それから遡って過去に戻る場合は、同じような手続をしないままやっているとところの手続に対する齟齬というのですかね、その整合性というのはどうなのかという話だと思うのですけれども。その点を二つに分けて整理したほうがいいのではないかなど。そういう中で、煩雑になり過ぎるのではないかなどと思うところがあるのですけれども。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 委員長に整理してもらったのですけれども、そのことも含めて、さっき話したのですよ。そのことも含めて話したのですよ、さっき。

サインとかがなかったり、議事のあるものを既に公開しているから、それを上げるという話をちゃんと確認して、したのです。本当に話し合って決まったことを後から完全に納得していませんって、決定した後にそういうことを言い出したら、今までの会議、全部。

私だって、もう一回、納得していないと言いたい会議たくさんありますよ。でも、そういうふうにはできないではないですか。さっき決定したことというのは、ちゃんと今の懸念を踏まえて話し合われていたのですから、委員長に整理していただきたいです。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 私が言っていたのは、手続を踏まないわけで、これで公文書として扱えるのかという話なのですけれども。それで法的にも扱えるのだと胸を張っておっしゃるのであったら、それはいいですよ。

ただ、そこで公文書として扱えるかどうかというところは、どうかなというだけの話であって。それを蒸し返しているとかと言われるのであれば、それはもう公文書として扱っているという解釈でい

いのかというのをお聞きしたいのですよ。

○徳本委員 その話は、まだしていませんよ。

○和田委員 だったら、していないじゃないですか。

○伊藤委員長 それでは、議事録については、今後は各常任委員会と同じ形式で議会運営委員会の議事録も作成し、委員長は署名したものをホームページで公開するという。それで、令和2年からあるデータについては、議事録としてではなく、参考資料として公開するのであれば問題ないかなというふうに考えるのですけれども。その辺の扱いを事務局長、分かりますでしょうか。議事録として載せるという話ではなくて、参考資料として載せるというのであれば、どうなのかなというところなのですけれども。議事録という名前は使えないと思うのですよね。

徳本委員。

○徳本委員 さっき公文書という話でしたけれども、サインがないから公文書ではなく、参考資料として添付されているものを公開しているから、その同じ扱いでホームページに載せられるだろうという話です。

とにかく、記録という形で取られているものを市民が見られるということが、過去のやつについては重要だと思っています。

○伊藤委員長 それでは、一旦、暫時休憩いたします。

暫時休憩 11時20分

再開 11時22分

○伊藤委員長 それでは、会議を再開させていただきます。

議事録については、先ほど説明したように、ほかの常任委員会と同じ扱いのものを作成する。それを公開する。

今、情報公開コーナーに置いてあるものは、令和2年第1回からございますが、それをホームページ上に載せる場合には、会議資料とか会議報告書とか、その文言については、また今後、検討させていただきますけれども、議事録としてではない形で載せるというふうな形になると思いますが、それでよろしいでしょうか。それで全員納得でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議会運営委員会の部分については、これで終了させていただきます。

続きまして、全員協議会の部分について協議をさせていただきたいと思っております。

全員協議会も、前回の議会運営委員会で公開はするというように、傍聴を認めているので、議長のほうから公開するというような発言でよかったですね、岩田議長。

岩田議長。

○岩田議長 個人的な見解で、個人的には公開しても構わないということだったのです。議長の立場だと少し違います。

以上です。

○伊藤委員長 この議題につきましては、議会運営委員会に検討事項として上がってきておりますけれども、対象が全員協議会ですので、議会運営委員会としては、本来その部分について決めるということではできないというふうに私は判断するのですが、委員の皆さんの御意見は、

齊藤副委員長。

○齊藤委員 私も今、伊藤委員長のおっしゃったように、全員協議会で決めるものではないかと思えます。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

秋谷委員。

○秋谷委員 今、齊藤委員が言ったとおり、当然、全協のほうで決めるべきだと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

徳本委員。

○徳本委員 以前の議会運営委員会では、全協の分も公開しようという話になったということですよ。

○伊藤委員長 一応、今現在は、そういう形がいいのではないかということで話は進んでいますけれども。考えてみますと、議会運営委員会で決定する事項ではないのではないかという意見もあるということ。

○徳本委員 私としては一貫してまして。さっき秋谷さんとかもおっしゃいましたけれども、本音だから公開したくないとかそういうのは、私は議員として出ている会議においては、おかしいと思っていますのですよ。基本的には建前と本音で話すのではなく、例えば本音で会議に挑んで、それを全部市民が、全員協議会というのは、来たら全部見られるのですから。来なくてもホームページで見られるというのが、これからの社会で必要なのではないかと思っているので。

全員協議会でも話し合っているかもしれないですけども、これを駄目という理由が何なのかというのが、とても知りたいです。私は公開するべきで、ここで決まったのをいいですかと諮るということでもいいと思っています。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私は、議運で方向性を決めただけで、それを全協に諮って全員の同意を得るというプロセスが必要だと思いますので。ここで全てを決定して、こうしますよというお知らせをするのではなく、こういう方向を考えていますけれども、皆さん、どうですかというのを大事にしたいと思います。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 そもそも、ここに振られるということ自体を全協で決めた、方向性で決まったのではないのでしょうか。だから全協にまた戻すというのも、必要かなという。全協で報告されて、ここに振られたわけですから。ここで決めたって支障がないような気がしないでもないです。

○伊藤委員長 私のほうで確認させていただきます。これは、全協から議運に投げかけられているの

かどうかを確認させていただきます。

暫時休憩にします。

暫時休憩 11時26分

再開 11時27分

○伊藤委員長 会議を再開いたします。

この部分については、議会運営委員会に各会派からの要望として上がったものを協議しているというふうに認識しております。

ですから、全員協議会から議運に投げかけられているということではありませんので、そのように認識して御協議願いたいと思います。

血脇副議長。

○血脇副議長 この案件が議運のほうにあるのですけれども、これ、全員協議会の議事録というように上がっていないのですよ。全員協議会等なのですよ。この議会運営委員会も議事録が公開されていなかったの、そういう部分も含めた形で上げられていて、テーブルがこの議会運営委員会の中に今あると。先ほど、議会運営委員会の議事録の公開はどうするのだということで、結論は出ました。

ただ、全員協議会については、先ほど委員長言ったように、これは議運で決定することではなく、全員協議会の中で協議したほうがいいのかと考えるとところです。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。意見を。

ないということは、この全員協議会の議事録については、議会運営委員会で協議を進めていくのか、全員協議会のほうに協議をしてくれと議運のほうから全協のほうにお渡しするのか。どういった方向がよろしいでしょう。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 議運のほうから全協に投げて、そこで議論して決定すればいいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 これももう議運の検討事項として、さっき血脇議員が言ったように、全協等の議事録についてという案件で、メインの課題として議運の検討事項になっていたことで、それをもう決定したのですよね。

だから、後から斉藤議員のように後悔していると言っても、それは過去の決定事項と一緒に。決定でいいと思うのですよね。何でそんなに長引かせるのですか。なぜ公開してはいけないのですか。公開してはいけないと思う理由があるから、全協に諮ろうとしていると思うのですけれども。議運の検討事項でもう決まったことだと思えますけれども。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 先ほど伊藤委員長も、方向性は今、議論している途中だというふうにおっしゃったと思

いますが。どうでしたか。

○徳本委員 決まりましたよ。

○伊藤委員長 大変申し訳ないのですけれども、私、前回のときに、岩田議長が公開を考えているという発言が、岩田議員の考え方と議長の考え方を混同してしまって、私が、では公開というふうに、そこに錯誤が少しあったように。今、岩田議長から、個人的な見解としてはというふうなお話を頂きましたので、そこに私の錯誤があったのかもしれませんが。

岩田議長。

○岩田議長 議長が公開を考えているというふうに発言した記憶はありませんけれども。委員長から振られて、議長はどう思いますかという部分に対して答えた記憶はあります。私のほうから公開を考えていることを発言した記憶はございません。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今までの経緯も、私も委員長も曖昧なところがありそうなので。それこそ、前どういふふうに話し合ったかというのを議事録で確認してからにしてはどうですか。経緯が曖昧だと思うのですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 前回の筆記でメモを取っているのですけれども。そのとき、伊藤委員長が「載せたほうがいいという意見のほうが多いかなとは思いますが」と言ったことについて、「全協については議長の権限だが、意見は」と聞いているのですよ。岩田議長から「議事録は公開しても構わない」という発言がありました。

そして、その後、最後には「準備ができれば公開していくということで話を進めていくということでもいいですか」という発言が委員長からあって。「はい」というふうになっています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 今のお話だと、ちゃんとみんなで話し合っ、その岩田議長云々の前にみんなで話し合っ、公開するほうの意見が多いということになって、それで公開の方向で進めましょうという終わりだったと思うのですけれども。それでいいのではないのでしょうか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 徳本議員は、全協に持っていくと公開しないほうの意見が強くなるように予測されているのかななんて思ってしまうのですが、必ずしもそうではないと思うのです。全協に出して、それでみんなが納得して公開するというプロセスを大事にしたいと。それは、議運の全員21名いる中のこの人数だけではなく、全員21名が納得した形で公開するというのを私は望むので。逆に、思い切って全協で同意を得るというプロセスを入れてほしいと思います。

必ずしも全協に出すというのは、公開させないために皆おっしゃっている意見ではないと私は理解しています。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私は意見は変わりません。斉藤委員が「この間決まったけれども、全協での公開に後悔しているから」という発言を前の言葉として言いましたので、すごく危惧しています。公開を阻もうとしている意見のように思えるのです、私には。

だから、決まったことは、ちゃんと決定事項にしてほしいです。話し合った時間も割いたのだから。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 先ほど柴田委員もおっしゃってくださったように、前はそういう方向で進めるという委員長の発言だった。私もその辺のところ、齟齬が自分でもあって、自分でしっかり議論ができなかった部分が反省点であったので、そういうふうに言いましたけれども、先ほど平田委員もおっしゃったように、全議員の納得の下で進めていくことが大事だという点では、全協でしっかり議論して決定すべきだと思います。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 せっかく今日、午後1時半から全協があるので、その中の最後の時間でもいいですから。せっかく20人が集まるのだから、そこで全員納得した形でやったほうが。一部とは言わないけれども、半分の人数でやるよりは、全員が納得した形でやったほうがいいので。

今日、午後にでも、その話をもう一回やったらいいかと思いますけれども。どうですか。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 そういうふうにおっしゃいますけれども、今までの全協は、多数決を採らずに多くの合意でと言っていたのに、下総基地の文言などは、無理やりに協議というのをすっ飛ばして。

○平田委員 飛躍し過ぎ、話が。

○徳本委員 飛躍していませんよ。過去に多数決で、無理やり数の原理で全協でやった側が、そういうふうになんていうのは、すごい矛盾だと思いますよ。

そういうのだったら、多数決なんか採らず、全員の納得を取ってきた人が言うべきだと思いますよ。

議運の検討事項ではないですか、これ。過去にやった人たちが、強行採決みたいなことをやった人たちが全員の納得と言うのを私は納得できません。

○伊藤委員長 血協副議長。

○血協副議長 複数の議運の検討事項があります。この議運の検討事項を求めたのが、すみません、はっきりした日付を覚えていないのですが、令和元年だったかなと。新しい議員構成になったときに、議会運営に関わる件で何か提案というか検討事項があったら挙げていただきたいということで、各会派から挙げていただきました。そうすると、数多くの提案が出てきて、その中には議会運営に関わるものではないものもかなり出てきました。で、あれを分けました。

これは全員協議会で協議すべきものだろう、これは会派代表者会議で協議すべきものだろう、これは議会運営委員会で協議検討すべきものだろうと分けて分けました。分けたやつで、今ここに議会運営委員会に関わるものが入っていると。

先ほど申したとおり、全員協議会等となっていて、この「等」には議会運営委員会が含まれるというような説明を受けた記憶があります。それで、先ほど申したとおり、これが「等」ではなくて議会

運営委員会と全員協議会と二つに分かれていれば、多分、全員協議会の部分は全員協議会で協議をしてくださいというように分けたのだらうと思うのですけれども。「等」ということで一緒に含まれていたの、今このような形になっていると思います。

議会運営委員会は、議会運営に関わることを検討する委員会であると考えております。ここに全員協議会等という先ほど申したとおり、等の中の議運のところは決定したので、この全員協議会の部分については、議会運営委員会で決定を下すものではないと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほどから血協議員が熱弁されているのですけれども、メインのところは全員協議会等と書いてあるということは、全員協議会については、ここ、議運でやるという、そういう提案なので、まさにここでやって決まったのではないですか。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 検討事項は、会派から出てきた検討事項ではないのですか。その中で、血協副議長もおっしゃっていたように、これは全員協議会で検討すべきもの、これは議運で検討すべきもの、議運は議会運営についての検討をすべき場所ですので、全員協議会での公開については、全協の中で話すということに何ら問題はないかと思うのですけれども。

○伊藤委員長 この件につきまして、この検討事項は、私が委員長になる前から引き継いでいるものなので、私がこれをどうこうという話ではないのですけれども。普通に考えると、全員協議会に関わるものは全員協議会と。今、議運のことは議運で決定させていただきましたので、全協については全員協議会のほうで協議していただく。その場で、またまとまらない、どういった方向がいいのだというようなことが議運のほうに答申されれば、議運のほうで協議させてもらうというのはやぶさかではないのですけれども。

私は委員長として、この部分については全員協議会のほうに戻したい、本来やるべきところでやっていただきたいという考えですが、委員の方、いかがでしょう。

〔「賛成」「反対」と言う者あり〕

○伊藤委員長 反対が2名ほどいらっしゃいますけれども、この部分について、反対という反対の理由は何でしょう。

影山委員。

○影山委員 一応、協議として整ったものを、またちゃぶ台返しというのを、こういうことをあまり繰り返されると、会議そのものが全く進められなくなる。要するに、会議そのものは意味ないものになることになりかねませんので。そこはちゃんとしっかりと流れを捉えていただきたいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 本当にそうだと思います。後から全員協議会でと言うのは簡単だけれども、今までの会議全て、私、いっぱい納得できないことがありますけれども、決定しましたといたら、全部従ってきたのですよ。この間、その方向に決まったのに、自分はやはり後から考えたらとって、本当のちゃ

ぶ台返しだと思います。そうすると、議員の今までの会議どうなるのですかという話になってしまうのですよ。そんなこと今までなかったんじゃないですか。

○伊藤委員長 例え、議運で決まって、では、こういうふうにしましょうとなったときに、全員協議会で、それは駄目だよという話になった場合は、どういう扱いになると考えます。

徳本委員。

○徳本委員 それは議題によると思いますけれども、殊、市民の権利である議員の活動を知れるということに関して、議員から反論が出ること自体、私はおかしいと思っているので、この議題については、反対というのは出たらおかしいと思います。だから、議運の決定のとおりでいいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 徳本議員だけではなくて、自分の思うように事が決まらないという経験をした議員は、多分、全員いろいろなところで経験していると思うので。自分の思うようにならないから、それは駄目だということには短絡的にならないと思います。

それから、さっきも言いましたけれども、全協に出すということで反対されるという前提は何も今ないですよ。もしかしたら全員が賛成する可能性すらあるわけで。それは諮ってみなくては分からないところですし、そこでいろいろな意見が出たときに、ああ、そういうことも条件として気をつけたいほうがいいねというプラスアルファ、深まっていく議論も出てくるかもしれないので。

だから、それを全協で判断して、まとまらないからもう一回議運に戻して審議してくださいになれば、ここが決定機関になると思うのですけれども。やはりこれは全協で決定していただきたいと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 この議題が出たときに、全協のことだから全協でやりましょうと行って、全協で話し合うなら私はいいのです。でも、決定するまでそういう意見は出なかったのに、公開と決まった後で全協に諮る事項だったのではないかと言うのは、完全なちゃぶ台返しでしょということを言っているのです。決まったことは決まったことだと思うのですよ。

今、平田議員もおっしゃったように、納得しなくたって、みんな決定事項には従っているというのはそのとおりで、みんなそうしていると思います。だから、今回もそうしてください。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 感想を述べるというわけではなくて。まず議運として、今は全会派出ているのですが、制度上から言いまして、議運が出られない、例えば一人会派だとか、そういう場合って発言できない場合とかもあるのですよ。それでも決定で全議員のことというのを縛れるかどうかというのを、まず、それを確認したいのですけれども。議運が決めたからというのですけれども、それって縛れるものなのですかね。

○伊藤委員長 議会運営に関する事を議会が決定すれば、それは決定だと思います。

○和田委員 決定でいいのですか。

○伊藤委員長 それは決定だと思います。それはもう決定でやって。議会運営に関する事です。

それは委員会として決定したものについては、もう動かしようがない。

ですが、議会運営以外のことになると、話し合ったからといって、それが決定になるかと言われると、違うのではないかなと。

影山委員。

○影山委員 議会運営の定義になっていくかと思うのですが、議会と市民との 情報公開とか、それも運営の一端ではないのですか。そもそも論として。

○伊藤委員長 そういった部分もあるかもしれませんが、全員協議会です。議員が全員関わることに對して、議会運営委員会としては公開すべきだというような方向性を決定しましたので、それは全員協議会のほうで協議していただければいいのではないかなというふうに考えているのですが。

柴田委員。

○柴田委員 一応、前回はっきりと、では公開ということになったので、それを全部ひっくり返すというのは、まずいかなと思います。

方策としては、もう既に委員長報告でも終わっているわけですね、全協も公開するって。そこでも特に異議が出ていなかったわけなので、全協のほうで話し合うとすれば、公開は前提としますが、いつからにするのかとか、どういう形式にするのかとか、そういうところの協議を煮詰めるというふうなことになるのではないかなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 そうなりますと、検討事項の中には、まだ動画のことが全然話し合われていませんが、その中でも特別委員会や議運及び全員協議会の動画配信及び議事録を公開するというふうに全部まとめて入ってしまっているんですね。

今まで議運のこと以外、全協のことも入っていても、私たちが気づかずに一緒に審議、話し合ってきたわけですが、ここで気がついたということは、全協の動画配信どうするのかとか、議運の動画配信どうするのかというのは、また別に分けて考えていかなくてはいけないということにもなるかなと思うので、検討する部分についても見直しが必要かなと思います。

○伊藤委員長 それでは、議員全員協議会の議事録については、議会運営委員会としては、公開の方向で一応の決着を見た結果を全員協議会のほうに申し送るということでしょうか。

○柴田委員 もう報告もしちゃっていますからね。

○伊藤委員長 それで、内容等については、全員協議会のほうで決定していただきたいという旨を全員協議会のほうにお渡しして、その詳細は議運のほうでやってくださいというふうな話になれば、また協議するという形をとりたいと思いますが、委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、岩田議長。今お聞きになっていらっしゃると思いますが、議会運営委員会としては、全員協議会の議事録も、議事録か会議報告書か分かりませんが、公開をしたほうがいいのかという考え方で議長のほうにお願いして、その内容等については、全員協議会で決定し

ていただきたいなという議会運営委員会からのお願いです。

岩田議長。

○岩田議長 今、議運のほうでは、全員協議会を公開するということを決めたということによろしいわけですね。それを受けて、全員協議会のほうで報告をして、どうするかというのは、まず再度、皆さんにお諮りをしたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 確認ですけれども、委員長の意見に賛成です。

柴田議員も言ったように、ここでは決定したし、委員長報告も全協に既にして、そのとき異議が出ていないから、全協の何らかの記録を公開することについては、もう全員協議会でも報告して承認済みと。

いつまで遡るかなどの細かいことは、全協で話し合ったらいいということに賛成です。

○伊藤委員長 それでは、今お話ししたように、議会運営委員会としては、全員協議会を会議報告書という形になるのではないかなと思うのですけれども、議事録という扱いではない形になるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺も含めて全員協議会のほうで協議していただければというふうをお願いして、この議題を閉じてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、公開するというのは、決定事項として全員協議会のほうで、議運の意見としては公開ということで決定しておりますので、それを全員協議会のほうで協議を願うということで決定させていただきます。

それでは、もう時間が来ておりますので、予定しておりました検討事項の次もあつたのですけれども、今日はここまでとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、その他についてを議題とします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次に、議長から何かございますでしょうか。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局から何かございますでしょうか。

○永井議会事務局長 ありません。

○伊藤委員長 ほかにないですね。

それでは、ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会します。慎重なる御審議を賜りまして誠にありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会 11時50分